

# 米穀の流通制度の変遷

	食糧管理法(～平成7年度) (食糧管理制度)	旧食糧法(平成7～15年度) (計画流通制度)	現行食糧法(平成16年度～)
規制の考え方	主に米が不足することを念頭に置いて、政府の直接売買により米の流通量をコントロール  流通ルートを厳格に管理(これ以外の流通ルートを認めない)	民間流通を基本としつつ、消費者の必要とする米の相当部分を、一年を通じて安定的に供給するため、計画流通制度を措置(登録業者のみが計画流通米と取扱い可)  計画外流通米については、流通業者に対する規制はなし(生産者の数量届出のみ)	需給の緩和と消費者ニーズの多様化等に伴い民間流通が成熟する中で、 <u>流通規制を原則撤廃</u>  政府米の売却や緊急時の際の命令を効率的に行うため、事業者を把握する観点から、 <u>一定規模以上の事業者に事前に届出させるとともに、帳簿の備付けを義務付け</u>
生産者	政府への売渡義務  上記以外の方法による売渡しを行った場合 2年以下の懲役又は300万円以下の罰金	基本計画に定める計画出荷数量及び生産者の意向を踏まえて定められる数量の計画出荷米の第一種登録出荷取扱業者への売渡義務 計画出荷米以外の出荷数量の届出義務 上記に反した場合は、10万円以下の罰金	出荷・販売業者の届出制 (自ら生産した米であって、届出事業者に出荷・販売するものを除き20精米トン以上の取扱)
集荷業者	指定法人の指定制(全農・全集連)  集荷業者の指定制 一次集荷業者(農協等) 二次集荷業者(経済連等)  指定を受けずに集荷業務を行った場合 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金	自主流通法人の指定制(全農・全集連)  出荷取扱業者の登録制 第一種出荷取扱業者(農協等) 第二種出荷取扱業者(経済連等)  登録を受けずに出荷取扱業務を行った場合 50万円以下の罰金	出荷・販売業者の届出制 (20精米トン以上)  届出をせずに出荷・販売業務を行った場合
販売業者	販売業者の許可制 卸売業者(4000精米トン以上) 小売業者(15～25精米トン以下で知事が定める数量以上) 許可を受けずに販売業務を行った場合 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金	販売業者の登録制 卸売業者(4000精米トン以上) 小売業者  登録を受けずに販売業務を行った場合 50万円以下の罰金	50万円以下の罰金  帳簿の備付けを行わなかった場合 20万円以下の過料